広島歯科医学雑誌投稿規定(平成29年2月2日改訂)

- 1. 投稿は,原則として広島県歯科医師会会員に限る.
- 2. 投稿論文は他誌に発表,掲載したことの ないもので,内容は総説,原著および症 例報告,臨床,その他とする.
- 3. 本誌に掲載された論文の著作権(著作財 産権, copyright) は、本会に帰属する.
- 4. 本誌に掲載された論文は、医学中央雑誌 Web 等に収載登録することがあるので、Web 上で原著論文扱いとなることで研究活動に支障が生じる著者は、事後抄録形式(図表・写真等なし)で執筆し、そうでない著者は論文形式で執筆すること、
- 5. 臨床研究はヘルシンキ宣言の主旨に沿ったものとする. また,個人情報の取り扱いについては,「臨床研究に関する倫理指針」(厚生労働省)による規定を遵守し,具体的には以下の事項に留意する.
 - ①患者個人の特定が可能となる氏名やイニシャル、住所、カルテ番号、入院番号等は記載しない.
 - ②患者の職業や紹介先施設名・診療科名などについても、患者個人が特定される可能性のある場合は記載しない.
 - ③顔写真を掲載する場合は、患者個人を特定できぬよう目隠しを付す.
 - ④以上の配慮をしても患者個人が特定される場合は、患者本人(または遺族か代理人、小児では保護者)から論文内容を提示した上で、発表に関する同意を得ること.
- 6. 抄録登録時点でその内容に関連して利益相反が生じる場合には、投稿時に別記基準項目別に、企業・団体名を必ず開示する. なお、金額を開示する必要はない. また、利益相反が生じない場合も、その状態を開示すること. 発表年度4月より翌年3月まで(2016年4月~2017年3月)の期間のCOI 状態を申告すること. (詳細は別記参照)
- 7. 原稿は、デジタルデータにプリントアウトを添えて投稿する. 本文、文献、脚注、表図の説明、表・図または写真、要約の順に、Windows OS にて読み取り可能なメディア(CD-ROM)に保存し提出する. プリントアウトは A4 判用紙を使用し、一括して左上隅をひもでとじ添付する.

- 8. 原稿の書き方は次の要領となる.
 - ①原稿は、学術用語などの特殊なものを除き 当用漢字を使用して、口語体、新かなづか い、ひらがな、横書きとする.
 - ②原稿には和文の表題,著者名と共に英文による表題,ローマ字著者名ならびに日本語キーワードを記し,脚注に著者所属,学会発表についての記事をまとめ,所属の異なる著者名には,**等の符号をつけ別紙に記載する.
 - ③数字は算用数字,外国語は原綴りとし,単 位符号は次に準ずる.

 $m,cm, \mu s, m^2, l, ml, kg, g, mg, \%, \circ C, 等$.

- ④表・図(写真を含む)の印刷原稿は、A4 判用紙を用いて1枚ずつ作成し、表または 図ごとに通し番号をつけ、本文末尾にまと める.表・図の挿入箇所は本文に朱書で明 記する.
- ⑤文献は引用箇所に番号を付し、本文末尾に、番号順に一括掲載する.雑誌は(文献番号)、著者:表題、誌名、巻:頁、年の順で、単行本は(文献番号)、著者、書名、発行所、発行地、頁、発行年の順で正確に記載する.
- 9. 表・図は出来る限りオリジナルのものを使用し、他の書籍からの転載にはあらかじめ著作権者・出版元より転載許可を得たものとする.
- 10. 症例報告等は,患者・対象者から本誌論文 掲載の承諾が得られたことを原則とし,そ の旨を本文中に明記する.
- 11. 投稿は原則として無料とする. なお, 表図 の組判代, 製版費, アート紙代および特殊 な印刷の実費等は著者負担とする.
- 12. 別刷を希望する場合は表紙に希望部数を 朱書で明記する. なお, その費用は30部 (モノクロ刷り) あるいは20部(カラー 刷り)までは無料とし, それ以上は著者負 担とする.
- 13. 著者による校正は初校のみとし、著しい変更,追加,削除はしない.朱書で校正し, 原稿と共に指定の期日に必ず返却する.
- 14. 原稿の採否は編集委員会において決定する. 編集に関しては、編集委員会に一任とする
- 15. 投稿原稿は原則として返却しない.
- 16. 原稿の送付先

〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-4 広島県歯科医師会館内

広島歯科医学雑誌編集委員会 宛

付) 郵送中における事故を考慮し、書留速達 便とすると同時に、提出原稿のコピーを 手元に保管しておかれたい.

(別記)

COI 開示の基準

(日本歯科医学会平成26年10月9日実施の「研究等の利益相反に関する指針」に準拠)

	項目	申告の基準
1	報酬額	1 つの企業・団体から年間 100 万円以上
2	株式の利益	1 つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上 保有
3	特許使用料	1 つにつき年間 100 万円以上
4	講演料	1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上
(5)	原稿料	1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上
6	研究費・助成金などの総額	1 つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局(講座、分 野あるいは研究室など)に支払われた年間総額が 200 万円以上
7	奨学(奨励)寄付などの総額	1 つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局(講座、 分野あるいは研究室など)に支払われた年間総額が 200 万円以上
8	企業などが提供する寄付講座	企業などからの寄付講座に所属している場合に記載

COI 開示記載場所

該当する COI 状態については論文末尾の文献の前に「」を付与記載し、開示する.

⑨ 旅費,贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間10万円以上

COI 開示様式

- (1) COI 状態がない場合, 「本論文に関して, 開示すべき利益相反状態はない」と記載する.
- (2) COI 申告開示の必要がある場合,「本発表に関して、開示すべき利益相反状態あり」と記載し、項目、COI 状態にある企業・組織または団体名を記載する.